

平成 30 年度

第 10 回 湯沢市農業委員会総会議事録

平成 31 年 1 月 15 日

湯沢市農業委員会

第10回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 平成31年1月15日(火)午後3時

場所 湯沢グランドホテル

開会 午後3時02分

閉会 午後3時41分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	11番	姉崎 与志弘
2番	宮原 正明	12番	川崎 秀悦
3番	高橋 郁夫	13番	加藤 エリ子
4番	杳澤 弥	14番	高橋 忠雄
5番	伊藤 秀郎	15番	佐藤 栄子
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
7番	能登 公平	18番	小嶋 幸吉(会長職務代理者)
9番	高橋 敬悦	19番	半田 好廣(会長)

2) 欠席した委員

8番	藤谷 清志	17番	水戸 義昭
10番	高橋 伸太郎		

3) 遅刻した委員

なし

19名中16名出席
(午後3時02分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	佐藤 雅仁
主 査	高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1. 会務報告

2. 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

- (1) 賃貸借契約合意解約
- (2) 使用貸借契約合意解約
- (3) 申請取下げ申請
- (4) 申請許可状況

3. 議 案

- | | |
|--------|---|
| 議案第39号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第40号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第41号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について |
| 議案第42号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第43号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 3 時 2 分 委員総数 19 名中ただいまの出席委員は 16 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、8 番 藤谷 清志 委員、10 番 高橋 伸太郎 委員、17 番 水戸 義昭 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、4 番 沓澤 弥 委員、5 番 伊藤 秀郎 委員の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 4 件、議案 5 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p> <p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長 佐藤班長	<p>佐藤班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約は 13 件、面積 36,766 m²であります。解約理由は、整理番号 78 号から 82 号および 85 号は借人の都合によるため、整理番号 83 号と 86 号、87 号は耕作不便のため、整理番号 84 号は契約内容を変更するため、整理番号 88 号は第三者へ利用権設定するため、整理番号 89 号と 90 号は第三者へ所有権移転するための解約となっております。</p> <p>なお、整理番号 90 号につきましては、関口土地改良事業の関係で中間管理権を持ったまま移転するため、この様な解約となっております。</p> <p>次に、3 ページをご覧ください。2 使用貸借契約合意解約は 5 件、面積 36,799 m²であります。解約理由は、整理番号 18 号は貸人の申し出によるため、整理番号 19 号は第三者に利用権を設定するため、整理番号 20 号から 22 号は第三者に所有権移転するための解約となっております。</p> <p>次に、3 申請取下げ申請が 1 件であります。取下げ理由は、第三者と利用権設定するためとなっており、今回の利用集積計画に申請されております。</p> <p>次に議案書 4 ページをご覧ください。4 申請許可状況であります。先月の転用案件 5 件の内、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要が無い 2 件については 12 月 12 日付で許可し、ほか 3 件は秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、12 月 19 日付けで許可したことを報告いたします。報告は以上であります。</p>

議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。平成 31 年 1 月 15 日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書 8 ページの整理番号 47 号は 11 番 姉崎 与志弘 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは農地法第 3 条所有権移転、整理番号 47 号を審議しますので、11 番 姉崎 与志弘 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(11 番 姉崎 与志弘 委員、退席) (午後 3 時 10 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(農地法第 3 条の規定による許可申請、所有権移転整理番号 47 号につい</p>

佐藤班長	<p>て、朗読説明)</p> <p>議案書 8 ページをご覧ください。3 条所有権移転整理番号 47 号は、地目が田、面積 825 m²であります。申請事由は経営拡張、売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。3 条所有権移転、整理番号 47 号を申請のとおり許可することに決定することにいたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(11 番 姉崎 与志弘 委員、着席) (午後 3 時 11 分)</p>
議 長	<p>次に、議案第 39 号議事参与制限以外の 3 条許可申請について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 39 号議事参与制限以外の 3 条許可申請について、朗読説明)</p> <p>議案書 6 ページをご覧ください。使用貸借権設定は 1 件、面積 16,059 m²であります。申請事由は農業者年金経営移譲に伴い、後継者を変更して設定するものであります。</p> <p>次に 7 ページをご覧ください。3 条賃貸借権設定は 2 件、面積 8,552 m²であります。申請事由は供に経営拡張となっております。賃料については、総会資料記載のとおりとなっております。</p> <p>次に 8 ページと 9 ページをご覧ください。議事参与制限以外の 3 条所</p>

	<p>有権移転は4件、面積6,982㎡であります。申請事由は、申請番号43号、44号及び46号は経営拡張、申請番号45号は生前一括贈与による受贈、売買価格は、総会資料記載のとおりとなっております。説明は以上であります。</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第39号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。平成31年1月15日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書11ページの整理番号497号は14番 高橋 忠雄 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により審議開始から終了まで関係する委員の</p>

	<p>退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号 497 号を審議しますので、14 番 高橋 忠雄 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(14 番 高橋 忠雄 委員、退席) (午後 3 時 16 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画整理番号 497 号について、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>利用権設定整理番号 497 号は、地目が田、面積 1,320 m²、賃貸借権の再設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号 497 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(14 番 高橋 忠雄 委員、着席) (午後 3 時 17 分)</p>
議 長	<p>次に、議案第 40 号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より</p>

議 長	<p>説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 40 号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p> <p>議案書 11 ページから 34 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が 84 件、面積は 432,732 m²であります。新規の設定は 23 件、再設定が 61 件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。使用貸借権設定は 7 件、面積は 7,813 m²で、全て再設定であります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 40 号農業経営基盤強化促進法の利用権設定について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、議案第 40 号農業経営基盤強化促進法所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 40 号農業経営基盤強化促進法所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 35 ページと 36 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法所有権移転は 5 件、面積は 10,641 m²であります。申請事由はともに経</p>

<p>議 長</p>	<p>営拡張であります。売買価格については総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>質疑を行います。何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第 40 号農業経営基盤強化促進法所有権移転を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 41 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 41 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案第 41 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第 2 条第 1 項第 14 号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。平成 31 年 1 月 15 日提出。</p> <p>議案書 38 ページをご覧ください。配分計画は 1 件、面積が 7,392 m²となっております。申請事由は借人の都合により〇〇〇〇〇が移転を受けるものです。配分計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。賃料及び計画の終期については、</p>

<p>議 長</p>	<p>移転のため変更は無く総会資料記載のとおりであり、県の配分計画の決定公告は平成 31 年 2 月 26 日となっております。説明は以上であります。</p> <p>配分計画の質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、配分計画の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第 41 号の配分計画を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 42 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主査、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋主査。</p> <p>(議案第 42 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
<p>高橋主査</p>	<p>議案第 42 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」1 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 4 項及び第 5 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 4 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。平成 31 年 1 月 15 日提出。</p> <p>議案書 40 ページ、議案付属資料は 9 ページから 24 ページをご覧ください。申請内容は先代から相続した貸家 2 棟を所有していたが、道路の拡張に伴い取り壊したため、新たに貸家を建築し賃貸の事業を継続するための転用であります。申請地は、字中野 54-4、地目は田、面積は 474</p>

m²であります。湯沢駅から南西に約270m、湯沢インターから南に約1,100 mの西新町第1の2集落に位置し、東・南側は道路、西・北側は宅地に接しております。農地区分は、都市計画法で用途地域が定められている区域内にあることから第3種農地と判断しました。事業計画は、高さ0.7 m、盛り土量331.8 m³の造成を行い、貸家3棟103.08 m²、駐車スペース95.64 m²、雪捨て場275.28 m²となっております。事業費は造成・整地経費3,152,153円、融雪工事費4,253,040円、建物建設経費33,277,116円、設計費810,000円、測量・登記経費450,000円、合計41,942,309円となっております。資金計画は全額自己資金となっており、残高証明書により確認しております。被害防除計画については、東側は市道可変側溝の高さにすり付け、西側は隣地既存の擁壁の高さにすり付け、南側は私道の高さにすり付けるとともに天端をカットし道路との境界に側溝を設置し、北側は民地との境界にL型擁壁を設置することとしております。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下により処理することとしております。許可判断として、第3種農地であり、特に問題はないと考えます。説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、15番 佐藤 栄子 委員から報告願います。

(15番 佐藤 栄子 委員、挙手)

議長

15番 佐藤 栄子 委員。

15番

議案第42号の現地確認について報告いたします。

12月26日、16番 瀬川 等 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をまいりました。

ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。

議長

議案第42号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、議案第 42 号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 42 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第 43 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(高橋主査、挙手)</p> <p>高橋主査。</p>
高橋主査	<p>(議案第 43 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 43 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」1 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 3 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 5 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。平成 31 年 1 月 15 日提出。</p> <p>議案書 42 ページをご覧ください。所有権移転申請番号 11 号、議案付属資料は 25 ページから 32 ページをご覧ください。申請は、バイオマス燃料用の木材リサイクルチップを製造する中間処理場を整備するための転用であります。申請地は字大清水 18-1、19-1、20-1 の 3 筆、地目は田、面積 2,710 m²であります。市立山田小学校から西へ約 1,300m、湯沢インターから南西に約 4,300m に位置し、東側は河川、西側は道路、南側は雑</p>

種地、北側は田に接しております。農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断しました。土地の選定については、横手市に 2 箇所ある申請者の資材置場を検討しましたが、近隣に木材チップ等の埃による影響や隣地が墓地であることから断念することになりました。そのため、大清水資材置場の隣の申請地が住宅から離れており、木材破碎時の埃や音の影響が少ないと思われることから申請地を選定したものです。事業計画は、高さ 0.6 m、盛土量 2,000 m³の造成工事を行い、チップ集積場 396 m²、チップ製造機械 80 m²、木材ストック 264 m²、事務所 39 m²、トラックスケール 30 m²、駐車場 560 m²、雪寄せ場 308 m²を整備するものです。事業費は用地取得費 1,000,000 円、造成・整地経費 1,500,000 円、施設・建物経費 3,000,000 円、設計費 500,000 円、測量・登記経費 300,000 円となっております。資金計画は全額自己資金となっております、残高証明書により確認しております。被害防除計画は東・南・北側は法面保護、西側は既存資材置場にすり付けるとともに、東・北側には防護柵を設けることとしております。汚水は汲み取り、生活雑排水は発生せず、雨水は水路放流により処理することとしております。許可の判断として、申請の内容が埃や音が発生する施設の整備であり、市街地に設置することが困難又は不適當な施設であることから、第 1 種農地の不許可の例外である施行令第 11 条第 1 項第 2 号ロに該当すると考えます。説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、15 番 佐藤 栄子 委員から報告願います。

(15 番 佐藤 栄子 委員、挙手)

議長

15 番 佐藤 栄子 委員。

15 番

議案第 43 号の現地確認について報告いたします。


12 月 26 日、16 番 瀬川 等 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地確認をしてまいりました。


ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、

<p>議 長</p>	<p>転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p> <p>議案第 43 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、議案第 43 号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 43 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後 3 時 41 分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項により、会議内容について相違ない
ことを認め署名押印する。

平成 31 年 1 月 15 日

議長 半田好廣 

署名委員 4 番 谷澤 弥 

署名委員 5 番 伊藤秀郎 